

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年5月20日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：フィリピン国バンサモロ地域道路ネットワーク改善・維持管理マネジメント能力向上プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業務名称：フィリピン国バンサモロ地域道路ネットワーク改善・
維持管理マネジメント能力向上プロジェクト

調達管理番号：26a00042

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとしします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2026年5月20日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：フィリピン国バンサモロ地域道路ネットワーク改善・維持管理マネジメント能力向上プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2026年8月 ～ 2029年9月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が12か月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の12%を限度とする。

- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。
- 4) 第4回（契約締結後37ヶ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

(6) 部分払の設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2026年度（2027年2月頃）
- 2) 2027年度（2028年2月頃）
- 3) 2028年度（2029年2月頃）

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 運輸交通グループ第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年5月26日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年5月27日 12時まで
3	質問への回答	2026年6月1日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2026年6月12日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2026年6月23日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「フィリピン国バンサモロ地域インフラ事業マネジメント能力向上プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：23a00726）の受注者（株式会社アールクエスト）及び同業務の業務従事者

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/P1WB4cxjhb>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書 (または別見積書)」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします)。

⑤ 別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案) がある場合、PDFに

パスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書(第3章4.(2)に示す上限額を超える提案がある場合)

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点(若手育成加点有の場合は加点後の評価点)に

ついて第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- ▶ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	公共事業省（Ministry of Public Works (MPW)）が所掌する道路(Regional Roadと仮称)の選定・計画策定に係る実施プロセス（適切な選定クライテリア・基準案の設定方法、その後の選定・計画策定までの業務の適切な実施方法について）	第4条2.（1）、①成果1に関わる活動（活動1-2、活動1-3）
2	MPWの道路整備・維持管理業務に資する、運	第4条2.（1）、②成

	用面で持続性のある道路・橋梁データベースの整備・活用方針 (MPWの技術レベルや業務目的を考慮したデータベースの機能設定の方針、MPWの所掌業務においてデータベースの活用によりどのような改善効果が期待できるか等)	果2に関わる活動(活動2-1、活動2-2)
3	MPWの業務課題の抽出⇒パイロットタスクの立案⇒実施結果の評価と本格導入支援までの一連のプロセスの実施方針 (パイロットタスクの対象部署における優先的な業務課題の把握方法、それら業務課題に対して持続的に実施可能で導入効果が期待できるパイロットタスクの立案方法、パイロットタスク実施後の結果を踏まえた本格導入・MPW内での定着に向けた取り組み方法等)	第4条2.(1)、③成果3に関わる活動

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書(案)の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、日本人業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。特に日本人業務従事者が渡航できない地域での活動については、現地リソースを活用した活動を計画することは可能です。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書(案)記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2024年5月～6月
- ・ RD署名：2026年3月12日

別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) プロジェクトサイトおよび技術移転の対象

道路・橋梁のインベントリ調査・データベースの作成の対象は BARMM 全域とし、MPW 本部及び全7か所の District Engineering Office (DEO)とする（スーロー州は、2024年11月に BARMM から離脱したため、協力対象外）。

また、パイロットタスクの対象サイト・部署は日本人業務従事者が現場へ赴くことが可能な場所とし、対象はMPW本部の技術部門（計画技術部門（Technical Services）、建設・維持管理部門（Operation and Infrastructure Services））及び北マギンダナオDEOとする。

ただし、プロジェクト開始後における現地治安状況を踏まえ日本人業務従事者が活動可能な地域が見直される可能性があるため、パイロットタスクの対象サイトについても、変更される可能性があります。

(2) BARMM全州DE0への成果の普及・展開

本プロジェクトでの成果の定着とパイロットタスクの実施対象でない6か所のDE0への普及・横展開を行うために、パイロットタスクの実施結果や道路整備・維持管理サイクル・ガイドラインをはじめとする成果について、適切なタイミングにおいてワークショップやセミナーを開催して理解を深めること。

(3) カウンターパート (C/P) 機関である公共事業省 (MPW) の所掌業務を踏まえた協力

MPWはバンサモロ地域の道路（国道以外）の維持管理を行っているものの、現状では自身が管理する道路区分を持たないため地方自治体等からの要望を踏まえた県道や市道路等の維持管理に留まっていることや、そのため毎年度の道路維持管理を計画的に実施できない等の課題を有している。また、人員体制についても、正規職員が充足していないため、有期雇用の若手人材を配置することにより当面の業務対応を行っているが、若手人材の多くは十分な技術力や経験を有していない状況にある。

これらの状況を踏まえ、MPWが所掌する道路種類(Regional Roadと仮称)の導入と、右も踏まえた業務サイクルが持続的に運営されることを上位目標としている。

については、MPWにおける現状の業務手順だけでなく、将来MPW自身が管理する道路区分が導入された段階で新たに追加されるべき業務内容も含めた段階的なキャパシティビルディングを計画・実施することが肝要となる。

(4) バンサモロ地域での信頼醸成への配慮

本プロジェクトの活動においてMPWが新たに所掌する道路区間の選定や路線の改良・整備に係る優先順位を定める際には、MPWと関係する自治体や住民との間での信頼醸成への配慮についても留意すること。なお、バンサモロ地域における平和構築の観点でのリスクの把握においては、Data Collection Survey on Needs Assessment on Inclusive Community Development for BARMM（配布資料）等も参照すること。

(5) パイロットタスクの実施等を通じた実効性のある改善策の提案

本プロジェクトでは、MPWの業務課題に対して効果的な改善策を提案・導入支援を行うために、具体化した改善案をパイロットタスクとして試行的に実施する。その実施過程における研修/OJT等を通してMPW職員の理解を深めることや、

実施結果を踏まえて業務課題に対する改善策の有効性の評価と修正などを行い、日常業務への円滑な導入と持続的な活用につなげることを目指している。

については、パイロットタスクの計画段階から実施、評価における一連のプロセスを適切に実施し、実効性のある改善策の提案につなげることが求められる。

(6) MPWにおける年次事業計画・予算計画の策定プロセスへの支援

MPWでは、年次事業計画・予算計画の作成過程や精度に課題があり、結果として予算執行率が低い状況が続いている。については、このような状況を改善することもMPWにおける業務サイクルの持続的な運営のために不可欠であることから、パイロットタスクでの対応事項の一つとして、年次事業計画や予算計画の策定プロセスにおいて必要となる技術資料の作成手順の改善を対象とすることについて、優先的に検討する。

(7) 道路・橋梁データベースの整備

MPW本部及びDE0では、Googleマップ上の無料アプリを使って、地方自治体（Local Government Unit(s)、以下LGU(s)）等からの整備要請、整備済路線を年度毎に登録しているデータベースと、道路・橋梁インベントリとして道路種別等を登録しているデータベースの簡易なもののみ使用しており、整備計画や維持管理業務に活用できる機能は有していない。このような状況を踏まえ、本プロジェクトにて従来の情報に加え、道路・橋梁の整備や維持管理に資する情報も格納できるデータベースの整備を行うとともに、有効利用のための活用事例のデモンストラーション等を通して普及・定着を図ること。

(8) 幹部向け本邦研修（道路維持管理行政）

MPWがバンサモロ（暫定）自治政府の道路行政機関として、当該地域における幹線道路の維持管理を担っていく際、技術的な道路維持管理手法の向上だけでなく、MPWがバンサモロ地域では中央官庁としての役割を担いつつも、フィリピン全体ではDPWHによる道路行政とも十分な連携・調整が不可欠となるところ、このような関係、役割分担の下でどのように道路維持管理業務を行っていくのかをMPW幹部が自ら検討していくことが求められる。

そのような検討においては、本邦における直轄国道と補助国道のデマケ、また沖縄開発庁や旧北海道開発庁といった国と地域の間組織の位置づけ、役割等を学ぶことが有益と考えられる。については、MPW幹部向け（DPWHからも1名程度参加）の短期研修をプロジェクトの早い段階（可能であれば初年度）において実施し、MPW自身

での検討を促すことが望ましい。

(9) 安全管理に留意した業務体制

バンサモロ地域全体が外務省海外安全情報におけるレベル3に指定されていることから、業務従事者の安全管理に留意した業務計画を立案する必要がある。1回の渡航での現地滞在期間は概ね1ヶ月を上限とする（最新の安全対策措置を確認すること）。

また、日本人業務従事者の活動地域はコタバト市内及び北マギンダナオDE0とし、バンサモロ地域内で邦人専門家が渡航できないエリアについては現地治安状況を踏まえつつ、現地リソースやカウンターパートによる活動を基本とする（第3章、2. 業務実施上の条件（6）安全管理の記載内容も踏まえること）。

ただし、プロジェクト開始後における現地治安状況を踏まえ、日本人業務従事者が活動可能な地域は見直される可能性がある。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1に関わる活動

活動1-1：既存計画に基づく道路整備の進捗状況や未着手の道路区間の整備にかかる情報を収集・整理する。

既存の道路区分及びMPWによる道路整備計画やJICAの既往協力で策定した道路整備計画案等を踏まえインベントリ調査の対象区間を特定し、現地再委託による道路・橋梁のインベントリ調査を含む現況調査を実施する（ただし、活動2-3で実施するMPW職員のOJTとしてインベントリ調査を実施する区間は現地再委託の対象区間から除くこと）。なお、現況調査の対象は現時点のProvincial Roadのうち、コンクリート舗装されている道路（約1,100km）を基本とするが、プロジェクト開始後にMPWとも協議の上で最終決定すること。

また、国道は引き続きDPWHが管理するため、インベントリ調査の対象及びMPWの所掌道路としての検討対象とはしない。OJTとして実施するインベントリ調査の延長については、プロジェクト開始後に実施工程やMPW職員の技術レベル等を踏まえて決定すること。

活動1-2：現行の道路分類、MPWとLGUsの役割分担や道路交通状況の調査を通じて、MPWが所掌すべき道路区間の選定クライテリアと基準案を作成する。

BARMM地域内の主要地点（10カ所程度）における交通量調査を実施し、将来交通量予測に必要なデータを収集する。

活動1-1及び交通量調査の結果に基づき、MPWが所掌する道路種類（Regional Roadと仮称）の新設に必要な選定クライテリア及び道路基準案を作成する。

なお、選定クライテリア及び道路基準案については、JCCやDPWH及びLGUs等を対象とした事前説明を行い、関係者の意見等も踏まえて最終化を行う。

活動1-3：活動1-2で作成した選定クライテリアと基準案に基づいて、MPWが所掌すべき道路区間を特定する。

BARMM地域内における既存道路網に関し、選定クライテリアや現況交通量、各路線の交通量予測等に基づき、MPWが所掌すべき道路区間を特定する。

なお、MPWでは、当面は300km程度をRegional Road（仮称）として所掌することを検討していることから、所掌道路の導入についても段階的に進める案を提案すること。

活動1-4：活動1-3で作成したMPWが所掌すべき道路区分案に基づき、各部門で行うべき具体的業務と業務計画を定める。

MPWが自ら所掌する道路区分を持つことで新たに生じる業務内容及び適切に運営するための業務計画を定め、部署毎の業務分担、業務フローを含めて整理する。

なお、活動1-3にて選定されたMPWが所掌すべき道路区間についてのフィリピン政府・BARMM自治政府・LGUの間で行われる公式化のプロセス及び、新たな道路管理業務の範囲・権限等を定めるに当たっての関係者間での説明会の開催や意見調整はMPWが行うが、必要に応じて説明用の技術資料の作成等による支援を行う。

活動1-5：MPWの所掌する道路区間案に従い、道路・橋梁の維持管理状況、交通需要等を踏まえて路線の改良や整備の優先順位を定める。

活動1-3で特定したMPWが将来所掌する道路区間に関して、道路・橋梁の損傷具合、交通需要量、対象路線の重要性等を踏まえ、全ての対象路線の中での改良・整備順位について、各路線を3段階程度の優先順位で分類する。

活動1-6：活動1-5で定めた路線整備の優先順位に基づき、道路整備・維持管理のための予備的な予算案を作成する。

MPWが今後所掌する路線の整備優先順位を踏まえた、道路及び橋梁の中期的な整備計画及び定期的な維持管理計画を作成する。

右整備・維持管理計画を踏まえた年度毎の必要予算の超概算による試算を行い、右試算結果とMPWが年度毎に執行可能な予算額との比較により予算額の範囲内に収まるよう、必要に応じて道路・橋梁の整備・維持管理計画の見直しを行う。

② 成果2に関わる活動

活動2-1：MPWの既存の道路インベントリ・データベースの状況、利用ならびにMPW 職員のそれらの運用能力を検証し、データ管理と活用にかかる課題を明らかにする。

MPWが現在運用している道路インベントリ・データベースの運用システム、フォーマット、格納データの内容、データベースの利用状況等を確認する。また、データ更新を含むMPW職員による同データベースの運用能力を検証し、道路・橋梁の維持管理業務の効率化のためのデータ管理と活用を行う上での課題を整理する。なお、橋梁のインベントリについては、プロジェクトの中で簡易なデータベースの作成を行うこと。

活動2-2：計画、設計、維持管理業務の効率化に適用しうるデータベースへの更新と運用計画を作成する。

現在のデータベースをMPWが所掌する道路・橋梁の計画、設計、維持管理業務の効率化に活用するために付加すべき機能を特定する。また、当該機能の付加をはじめとする更新後のデータベースがMPW職員により十分に活用されるための運用計画を作成し、持続的な運用が行われることをMPWとの間で確認する。

活動2-3：道路・橋梁のインベントリ調査に係るハンドブック案及びデータベース運用のマニュアル案を作成する。

道路・橋梁のインベントリ調査、調査結果のデータベースへの格納、データベースの運用までの一連の業務をMPW職員が理解・習得できるよう、道路・橋梁のインベントリ調査ハンドブック（案）及びインベントリ・データベース運用マニュアル（案）を作成する。

活動2-4：活動2-2に基づき、必要なデータベースの機能修正を行い、インベントリ調査を通じて更新すべきデータの改善と補足を行う。

活動2-2で特定したデータベースの機能改修を行う。また、MPW職員へのOJTとして、インベントリ調査の実施、右調査により取得したデータを用いたデータベースの更新を行う。

活動2-5：データベースの管理、更新方法、計画や維持管理業務における利用方法に関し、技術職員（MPW本部および北マギンダナオDE0）を対象とする研修を実施する。

活動2-4でのOJTの結果を踏まえ、道路・橋梁のインベントリ調査ハンドブック、インベントリ・データベース運用マニュアルの最終版を作成する。

また、データベースの管理、更新方法、道路・橋梁の計画や維持管理業務における利用方法に関する短期研修を実施する。対象はMPW本部及び北マギンダナオDE0の技術職員とする。

③ 成果3に関わる活動

活動3-1：道路整備・維持管理のパイロットタスクの対象とするMPW本部のモデル部署を選定し（対象DE0は北マギンダナオDE0で決定済）、これら部署における現在の業務上の課題の特定、及びその改善方法の具体化を行う。

MPWにおける道路・橋梁の整備・維持管理に関する業務フロー全体の整理（橋梁の維持管理については、日常維持管理レベルの業務フローとする）と各業務での担当部署を確認し、業務フローの中で改善すべき業務課題の優先度を踏まえ、MPW本部におけるパイロットタスクのモデル部署（2～3部署を想定）を技術部門（計画技術部門（Technical Services）及び建設・維持管理部門（Operation and Infrastructure Services））の中から選定する。

その上で、改善対象となる業務上の課題の特定及び改善方法の具体化を行う。

活動3-2：道路整備・維持管理サイクル・ガイドラインの暫定版の骨子を作成する。

活動3-1で整理した業務フロー全体の構成及び具体化した業務改善方法を踏まえた、MPWにおける道路・橋梁の整備・維持管理サイクルに係る課題の改善及び業務サイクルを最適化するためのガイドライン暫定版の骨子を作成する（橋梁の維持管理については、日常維持管理レベルの業務を対象とする）。

活動3-3：活動3-1で明らかにした業務実施方法の現状と改善へのニーズに基づき、業務遂行能力強化のためのパイロットタスク（MPWのモデル部署及び北マギンダナオDE0において各々2～3の業務）を選定する。

パイロットタスクの対象部門における業務実施方法の現状と改善ニーズを踏まえ対象とする業務内容の選定と、パイロットタスクとして実施する改善策を具体化する。

なお、各対象部門で実施するパイロットタスクの総数は、6件～10件程度とする（パイロットタスクの対象として実際の工事を伴うものは想定していない）。

また、現状においてMPWの予算執行率が低いことが課題の一つとなっており、その要因として予算申請や予算配賦の根拠となる技術資料（設計資料及び積算資料等）が求められる精度・品質を満たしていない

いことが挙げられている。については、予算申請／予算配賦時における技術資料の改善に係る取り組みをパイロットタスクの一つとして含めることとする。

活動3-4：実地研修、OJTや短期講義の開催によるパイロットタスクの実施に必要なスキル習得のための研修を計画する。

パイロットタスクの実施に際して、MPW職員が理解しておくべき業務スキルを習得するための研修（OJT、短期講義の開催等）に係る計画を策定する。

活動3-5：活動3-1と活動3-3で選定したパイロットタスクと、上記活動3-4で計画した短期的な研修を実施する。

パイロットタスクと、右に関連した短期研修を適切に組み合わせて実施し、MPW職員が必要な知識を習得しつつ主体的に取り組める形で実施する。なお、実施は大きく2グループに分けて実施時期をずらして行い、第1グループでの実施状況を踏まえつつ、第2グループでの実施方法の改善を図ること。

活動3-6：パイロットタスクの活動状況を評価し、道路整備・維持サイクル・ガイドラインの草案へ反映・修正すべき内容を明らかにする。

パイロットタスクの実施結果（導入効果、課題等）やMPW職員の習熟度等を評価するとともに、右結果を踏まえた業務改善方法の最適化を図り、道路整備・維持管理サイクル・ガイドラインにおいて反映・修正すべき内容を整理する。

活動3-7：パイロットタスクの実施から得られた一連の経験と教訓に基づき、MPWの道路整備・維持管理サイクル・ガイドライン案を最終化する。

パイロットタスクの実施結果や教訓及び、活動3-6で明らかにした修正事項等に基づき、活動3-2で作成した道路整備・維持管理サイクル・ガイドライン骨子の最終化を行う。

活動3-8：MPWによりワークショップを開催し、MPWの道路整備・維持管理サイクル・ガイドライン、パイロットタスクの経験ならびに本事業で得た成果をLGUsやDPWH他の関係者と共有する。

これまでの活動を通して取り纏めた道路整備・維持管理サイクル・ガイドライン及び、パイロットタスクの実施結果等から得られた成果について、パイロットタスクの対象外となったMPW内各部署の代表者やLGUsやDPWH他の関係者と共有するためのワークショップを開催し、今後の同様の取り組みを継続することの重要性等に関する理解を図る。

現地研修・ワークショップ（W/S）等の想定規模は以下のとおり。

目的	(1)データベースの管理・更新・活用に関する研修 (2)パイロットタスクに関連したOJT・短期講座 (3)事業成果等の共有ワークショップ
実施回数	(1)：1回、(2)：最大10回、(3)：1回
対象者	(1)：MPW本部の関係部署及び関係DE0の担当者等 (2)：パイロットタスクへ参加するMPW、DE0スタッフ (3)：MPW本部、全DE0、関係LGUs、DPWH関係者
参加者数	(1)：20人～25人 (2)：5人～10人/回 (3)：60人～80人
開催期間	(1)：半日X3日程度 (2)：半日X3日程度 (3)：1日
実施場所	コタバト市内
実施形態	対面

(2) 本邦研修・第三国研修

本プロジェクトでは、本邦研修・第三国研修を実施する。

本邦研修実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）。

想定規模は以下のとおり。

(本邦研修)

目的・研修内容	第1回：道路維持管理行政 第2回：道路維持管理の実務
実施回数	合計2回
対象者	第1回：MPW幹部 第2回：MPW本部及びDE0の技術者
参加者数	第1回：10名程度 第2回：14名程度
研修日数	第1回：9日程度（移動日を含む） 第2回：16日程度（移動日を含む）

(第三国研修)

目的・研修内容	持続的な道路維持管理の取り組み手法 (カンボジアを想定)
実施回数	合計1回
対象者	MPW本部及びDE0の技術者
参加者数	約15名
研修日数	約10日(移動日を含む)

(3) その他

① 収集情報・データの提供

- ▶ 業務のなかで収集・作成された調査データ(一次データ)、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法(Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等)で、適時提出する。
- ▶ 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- ▶ 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-ROM (CD-ROMに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議)
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KMLもしくはGeoJSON形式。ラスターデータに関してはGeoTIFF形式。(Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出)

② ベースライン調査

- プロジェクト開始後6カ月以内にベースライン調査を実施し、R/DでC/Pと合意している評価指標に関する基準値・目標値の案をC/Pとの協議も経て作成の上で、第2回JCCで合意すること。

③ インパクト評価の実施

- 本業務では当該項目は適用しない。

- ④ C/Pのキャパシティアセスメント
 本業務では当該項目は適用しない。

- ⑤ エンドライン調査
 本業務では当該項目は適用しない。

- ⑥ 環境社会配慮に係る調査
 本業務では当該項目は適用しない。

- ⑦ ジェンダー主流化に資する活動
 本業務では当該項目は適用しない。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 本業務は、各期それぞれに作成する。
- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
 - 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	—
ワーク・プラン	業務開始から1カ月以内	英語	電子データ	—
モニタリングシート	第1回JCC以降6カ月毎	英語	電子データ	—
業務進捗報告書（1）	業務開始から6カ月後	日本語	電子データ	—

業務進捗報告書(2)	業務開始から18カ月後	日本語	電子データ	—
業務進捗報告書(3)	業務開始から30カ月後	日本語	電子データ	—
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	4部
			CD-R	4部
事業完了報告書	契約履行期限末日	英語	製本	12部
			CD-R	12部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDM に基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績
- (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績

(5) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) 道路・橋梁のインベントリ調査ハンドブック
- (2) インベントリ・データベース運用マニュアル
- (3) 道路整備・維持管理サイクル・ガイドライン

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したのものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項

(3) 詳細活動計画 (WBS 等の活用)

(4) 活動に関する写真

第6条 再委託

☒ 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	道路インベントリ調査	対象：BARMM地域におけるProvincial Roadを中心に、MPWが将来所掌することが想定される道路（未舗装区間を除く） 点検内容：道路管理指標としてIRI（International Roughness Index）の測定及び写真撮影を実施する（定額計上の予算の範囲内でIRIに代わる適切な調査方法も可とする）。測定結果を含むインベントリはGISデータとして既存の地図情報に上乗せできるようにする。	一式	定額計上
2	橋梁インベントリ調査	対象：上記道路インベントリ調査の対象区間に位置する橋梁。 点検内容：日常維持管理レベルの目視点検を実施する。	一式	定額計上
3	交通量調査	将来交通量の予測に必要と考えられる10カ所を選定し、交通量の計測を行う。	一式	定額計上
4	データベース開発	道路及び橋梁インベントリ・データを格納し、計画、設計、維持管理業務の効率化に適用しうるデータベースを開発或いは既存データベースの改修を行う。	一式	定額計上

第7条 機材調達

- ☒ 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	スマートフォン	道路面の舗装状況点検アプリをインストールして使用する。	10	供与機材	本見積
2	タブレット端末	橋梁点検用アプリをインストールして使用する。	10	供与機材	本見積
3	PC	道路・橋梁データベースのデータ管理用	2	供与機材	本見積

なお、iPhone、iPadについては盗難等による紛失リスクが非常に高いため、安価な代替機の利用を優先的に検討すること。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名

国名：フィリピン共和国（フィリピン）

案件名：バンサモロ地域道路ネットワーク改善・維持管理マネジメント能力向上プロジェクト

Project for Strengthening Management Capacity of Road Network Improvement and Maintenance in Bangsamoro Autonomous Region in Muslim Mindanao

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における道路セクター／ミンダナオ地域の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

フィリピン共和国バンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域（Bangsamoro Autonomous Region in Muslim Mindanao、以下、「BARMM」という。）は、長年の紛争によるインフラ投資の不足等が影響し、世帯別貧困率はフィリピン全土平均16.4%と比較して34.8%と高い（2023年、フィリピン統計局）など、同国内で開発が最も遅れた地域である。BARMMにおける平和と安定の維持は、地政学的に当該地域・国のみならず東南アジア全体の平和と安定に寄与することから、地域住民の社会経済活動に必要なインフラ開発も通じた貧困撲滅や格差の是正を平和の配当として早期に実現し、包括和平合意が締結された2014年以降の和平を定着させることが極めて重要かつ急務である。

道路インフラに関しては、BARMM内にある約10,000kmの道路網のうち、フィリピン全土を所掌する中央政府の管理する国道約1,000kmを除いた9,000kmは地方自治体（Local Government Unit。以下「LGU」という。）の管理道路となっており、BARMM内広域道路ネットワークから農村と都市を繋ぐ「Farm to Market Road」に至るまで、BARMM内の均衡のとれた経済発展のために高い重要性を持つが、BARMM内の道路舗装率は約4割に留まるなど（国道を除く）、道路ネットワークの整備は進んでいない。また国道以外の道路区分としては州道（Provincial Road）、市道（City Road）、町道路（Municipal Road）、バランガイ道路（Barangay Road）等の所掌区分が規定されており、2018年のバンサモロ基本法に基づき発足したバンサモロ暫定自治政府（Bangsamoro Transition Authority。以下「BTA」という。BARMM域内における中央政府の役割を担う）にて新たに創設された公共事業省（Ministry of Public Works。以下「MPW」という。）は、BARMM域内において自ら整備・管理する道路を持っていない。

そのため、現在、MPWは十分な予算・技術・実施体制を有しないLGUsの要望を受けてBARMM域内の州、市、町やバランガイと呼ばれる地方自治体の管理道路の改良工事等を代行することで実質的には幹線道路ネットワークの改善を担っているものの、計画的な道路維持管理は行われていない。こうした問題は、同自治地域の早期の復旧・復興における障壁ともなっている。

MPWは2019年2月の設立以降、BARMM内の道路ネットワーク計画策定、既存道路改良の促進等を優先的な施策と挙げており、特に「連結性改善のためのミッシングリンク解消（経済・社会発展に資する区間、特に港湾や空港等物流上の要衝への接続）」および「Local Road（LGUsが管理する道路）の舗装改良」を重要戦略として

位置付けている（2021年時点の情報では、州道の約51%、町道の約65%が未舗装道路となっている²）。

このようにBARMM内の道路整備は地域の経済発展を通じた和平の定着に重要な役割を期待されているが、MPWは、道路インベントリおよび計画から事業化に至る業務サイクルの未整備、人材不足、技術力の不足、所管する幹線道路の未指定等の様々な課題に直面しており、BARMM全体の道路ネットワーク整備・維持管理を行うに必要な体制や、能力基盤が脆弱な状況にある。かかる状況を踏まえフィリピン政府よりMPWの道路ネットワーク整備・維持管理に係る能力向上を目的とした本事業が要請された。

（2）BARMMに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

対フィリピン共和国国別開発協力方針（2023年9月）における重点目標として「ミンダナオにおける平和・安定と開発・発展の促進」があり、BTAの能力強化支援を具体的な施策の一つとしている。対フィリピン共和国JICA国別分析ペーパー（2024年3月）においても、BTA 及び2026年の議会選挙を経て発足予定のバンサモロ自治政府が自律的且つ能動的に機能し、領域内住民に対してあまねく、確実に行政サービスを提供出来るようになるために、組織及び人材の能力強化を促進するとしており、本事業はこれらと合致する。またグローバルアジェンダ「運輸交通」においては、道路アセットマネジメントクラスターにおいて「開発途上国の道路インフラ施設をアセットとして捉え、計画、実施、評価の一連のサイクルを通じて予防保全的な維持管理を行い、インフラ施設の長寿命化、持続性の強化を図ることで、持続性・安全性・信頼性の高い道路交通網の構築に貢献する」こととしており、本事業はこれと合致する。加えて、グローバルアジェンダ「平和構築」においては、「地方行政（自治政府含む）能力強化、強靱な社会の形成と信頼醸成」を協力方針のひとつとして掲げており、バンサモロ自治政府樹立前後より住民ニーズに即応した公共投資事業の促進を通じ、BARMMの行政と住民の信頼醸成にも資する本事業は、係る協力方針とも合致する。

なお、JICAは2023年2月に発足したドナー協調枠組みであるバンサモロ国際開発支援委員会（Bangsamoro International Development Assistance Coordination。以下「BIDAC」という。）においてインフラ開発作業部会の共同議長を務める等、当該分野での協力を重視しており、当該部会の活動に直接関連することからも、本案件の実施は意義が高い。

（3）他の援助機関の対応

アジア開発銀行（Asian Development Bank。以下「ADB」という。）はBARMM内では下記の事業を実施している。いずれも国道を所管するフィリピン政府の公共事業道路省をカウンターパートとする協力であり本事業の実施機関であるMPWを対象としたものではないが、BARMM内における均衡のとれた道路ネットワークの整備において相乗効果が期待される。

- 1) 「Emergency Assistance for the Reconstruction and Recovery of Marawi」（2018年承認、4億米ドルの融資と800万米ドルの無償資金パッケージ）。

² Data Collection Survey on Urban Infrastructure Development in Greater Cotabato City (MPW-BARMM Assessment Study), February 2022 (JICA調査報告書) より。

ADBによるフィリピン政府の「マラウィ復興計画」への支援であり、このうち1億米ドルの融資がマラウィ広域における25キロの道路と1,700メートルの橋梁建設に充てられるもの。

- 2) 「Improving Growth Corridors in Mindanao Road Sector Project」(実施: 2022年~2027年、融資3.8億米ドル)

当該プロジェクトは融資によりミンダナオ島の一次、二次及び三次道路の約280kmを改良する計画で、道路舗装、補修、既存の道路の拡幅、路面のオーバーレイの追加と橋梁の架替や強靱化を行うもの。BARMM内では「Tawi-Tawi Bridge Projects (タウィタウィ島の3橋梁の整備)」を実施。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、BARMMにおいて、MPWに対し道路網の整備・維持管理に関する技術移転や実施体制整備に係る技術支援を行うことにより、道路ネットワークの管理能力の向上を図り、もってBARMMにおける道路整備・維持管理の着実に効果的な実施に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

バンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域 (BARMM)

(パイロットタスク (道路ネットワークの管理能力向上のために本事業で導入する新たな取り組みを試行的に実施するもの)の対象サイトはMPW本部と北マギンダナオDistrict Engineering Office (DEO)とする。)

(3) 本事業の受益者 (ターゲットグループ)

直接受益者: MPW職員 (主な対象をMPW本部および北マギンダナオDEOの技術職員とする。)

最終受益者: BARMM住民、BARMM内の社会・経済活動への従事者

(4) 事業実施期間

2026年10月~2029年9月を予定 (計36カ月)

(5) 事業実施体制

バンサモロ暫定自治政府公共事業省 (MPW)

(6) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

(有償資金協力)

- ・「ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク事業」(借款契約(L/A)調印: 2019年6月、借款契約額: 202.04百万ドル)

当該案件では道路整備事業に加えて、MPW職員向けの短期研修を2024年~2026年12月の間に計8回(研修分野: 道路・橋梁の計画、設計、調達、建設、品質管理及び運営・維持管理)実施予定であり、右研修による職員レベルでの能力向上と本事業でのMPWの組織レベルでの業務体制の改善による相乗効果が期待される。

- ・技術協力(個別専門家)「BARMMアドバイザー(行政能力強化)」(2024年度開始予定): 当該案件ではバンサモロ暫定政府(および2025年樹立予定の自治政府)の公共投資事業の予算執行率の改善に向け、各省の公共投資事業の準備段階の課題に対し、財務・計画ラインからの能力強化を図る予定であり、本プロジェクトによるインフラ技術面での能力強化との相乗効果により、具

体的なインフラ整備／維持管理に係る実施体制整備の実現が図られることが期待される。

2) 他援助機関等の援助活動

「2. 事業の背景と必要性 (3) 他の援助機関の対応」に記載のとおり。

(7) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリー分類 (C)

② カテゴリー分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境配慮ガイドライン」(2022年1月公布)上、環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと判断されるため。

2) 横断的事項

BARMMIについては、2014年にバンサモロ包括和平合意が調印され、2019年のバンサモロ暫定自治政府の発足、2026年の初のバンサモロ議会選挙など、自治政府の設立に向けたプロセスが進められている。

本事業は自治政府による道路行政能力の向上に寄与するものであり、当該地域における和平の下で進行する社会・経済活動を下支えし、かつ自治政府・自治体と住民間の信頼醸成を促進するものとして平和構築支援に資する観点からも、大きな意義を有している。なお、自治政府の能力強化を通じた平和と安定への実現を促進するためにも、インフラ整備・維持管理事業の計画・実施に際しては、自治政府や自治体と住民の間の信頼醸成への配慮についても留意する。

3) ジェンダー分類

【対象外】ジェンダー分類：GI (ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件)

<分類理由>

ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取り組みを計画するに至らなかったため。一方で、本事業で計画する活動や研修へのカウンターパートの人選においては、女性の技術者・職員にも公平に機会が提供されるよう留意する。

(8) その他特記事項

本事業の対象地域は外務省の海外安全情報でレベル3 (渡航中止勧告) となっていることから、日本人業務従事者の現地渡航は必要最小限にするとともに、現地での活動はコタバト市内 (及び空港までの道路に隣接する北マギンダナオ DE0) とする。右以外の対象地域での活動については現地リソースの活用やMPW 職員の活動により実施することとする。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

BARMMIにおける道路ネットワークの改善・維持管理のためのMPWによる業務サイクルが持続的に運営される。

指標：1. MPWの所管となる道路区分の正式な導入。

2. 道路整備・維持管理サイクルのガイドラインが適用され整備または維持管理がされた道路延長の増加。

3. パイロット対象ではないDE0における道路整備・維持管理サイクルのガイドラインの手法の事業への適用 (適用率XX%、ガイドライ

ンに沿って整備された道路延長XX km)³。

(2) プロジェクト目標：

MPWの道路ネットワーク管理能力が強化される。

- 指標：1. MPWの所管する道路区分案がMPWにより承認される。
2. MPWのデータベースを道路の整備や維持管理を計画するためのツールとして効果的に管理・活用できる仕組みと方法が確立される。
3. 本事業で作成した道路整備維持管理サイクルのガイドラインがMPWでの日常業務に適用される。

(3) 成果：

- 成果1：BARMM内における道路区分案の作成を通してMPWの道路整備・維持管理に係る所掌道路が提案される。
成果2：道路・橋梁データベースが整備され道路ネットワークの管理業務に活用される。
成果3：選ばれたMPW部門と選ばれたDE0でのパイロット活動を通じて、道路改良と維持管理のためのワークフローモデルが策定される。

(4) 活動

- 活動1-1：既存計画に基づく道路整備の進捗状況や未着手の道路区間の整備にかかる情報を収集・整理する。
活動1-2：現行の道路分類、MPWとLGUsの役割分担や道路交通状況の調査を通じて、MPWが所掌すべき道路区分の選定クライテリアと基準案を作成する。
活動1-3：活動1-2で作成した選定クライテリアと基準案に基づいて、MPWが所掌すべき道路区分を特定する。
活動1-4：活動1-3で作成したMPWが所掌すべき道路区分案に基づき、各部門で行うべき具体的業務と業務計画を定める。
活動1-5：MPWの所掌する道路区分案に従い、道路橋梁の維持管理状況、交通需要等を踏まえて路線の改良や整備の優先順位を定める。
活動1-6：活動1-5で定めた路線整備の優先順位に基づき、道路整備・維持管理のための予備的な予算案を作成する。
活動2-1：MPWの既存の道路インベントリ・データベースの状況、利用ならびにMPW 職員のそれらの運用能力を検証し、データ管理と活用にかかる課題を明らかにする。
活動2-2：計画、設計、維持管理業務の効率化に適用しうるデータベースへの更新と運用計画を作成する。
活動2-3：道路・橋梁のインベントリ調査に係るハンドブック案及びデータベース運用のマニュアル案を作成する。
活動2-4：活動2-2に基づき、必要なデータベースの機能修正を行い、インベントリ調査を通じて更新すべきデータの改善と補足を行う。
活動2-5：データベースの管理、更新方法、計画や維持管理業務における利用方法に関し、技術職員（MPW本部および北マギンダナオDE0）を対象とする研修を実施する。
活動3-1：道路整備・維持管理のパイロットタスクの対象とするMPW本部のモデル部署を選定し（対象DE0は北マギンダナオDE0で決定済）、これら部

³ 数値指標は事業開始後6カ月に実施予定のベースライン調査にて決定予定。

署における現在の業務上の課題の特定、及びその改善方法の具体化を行う。

活動3-2：道路整備・維持管理サイクル・ガイドラインの暫定版の骨子を作成する。

活動3-3：活動3-1で明らかにした業務実施方法の現状と改善へのニーズに基づき、業務遂行能力強化のためのパイロットタスク（対象各部門と選定したDE0において2～3の業務）を選定する。

活動3-4：実地研修、OJTや短期講義の開催によるパイロットタスクの実施に必要なスキル習得のための研修を計画する。

活動3-5：活動3-1と活動3-3で選定したパイロットタスクと、上記活動3-4で計画した短期的な研修を実施する。

活動3-6：パイロットタスクの活動状況を評価し、道路整備・維持サイクル・ガイドラインの草案へ反映・修正すべき内容を明らかにする。

活動3-7：パイロットタスクの実施から得られた一連の経験と教訓に基づき、MPWの道路整備・維持サイクル・ガイドライン案を最終化する。

活動3-8：MPWによりワークショップを開催し、MPWの道路整備・維持管理サイクル・ガイドライン、パイロットタスクの経験ならびに本事業で得た成果をLGUsやDPWH他の関係者と共有する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし

(2) 外部条件

- ・ 本事業をとおして研修に参加した技術者の離職や配置転換が多く発生しない。
- ・ 道路ネットワークの整備に関する既存・現行の開発計画の変更がなく、維持される。
- ・ 本事業の活動に深刻な支障をきたす紛争等の治安の著しい悪化が生じない。

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

エチオピア国「橋梁維持管理能力向上プロジェクト」の事後評価（評価年度：2015年度）において、当該プロジェクトでは橋梁の点検、評価、補修、架け替えの優先順位付け、維持管理計画の策定という「橋梁維持管理サイクル」の概念を導入し、実施機関への能力向上が行われた結果、実施機関は補修・架け替えが必要な橋梁は選定することができたが、事業完了以降、年間維持管理計画通りの実績が上がっていないことが確認された。

維持管理計画の実行可能性を高めるためには、道路・橋梁の維持管理の前年の実績と実施機関の財政的維持管理能力を踏まえ、予算の制約の中で実施可能性が確保された計画を策定することをJICAは実施機関に助言する必要があるとの教訓が出されている。

ついては、本事業においても、道路・橋梁の点検結果に基づき要する補修業務が適時に実施されるよう、予算編成との連携や予算面での制約が想定される場合の対処方策等、タイミングや必要性に即して着実に整備や維持管理が実践されていくような計画策定となるよう、助言・指導を行うことが望ましい。

以上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるように、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：道路維持管理に係る技術協力

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案して下さい。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：フィリピン国及び全途上国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本プロジェクトのR/Dで合意された協力期間は36ヶ月であり、本業務については、事前準備・事後整理期間を加味し、2026年8月の契約締結から2029年9月の履行期間終了までの約38ヶ月間を、一括の複数年度業務実施契約にて実施することを予定している。なお、第1回現地渡航は、現地治安情勢を踏まえつつ2026年10月以降とする。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 59.71人月

本邦研修に関する業務人月2.10人月を含む（本経費は定額計上に含まれる）。
なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

2) 渡航回数を目途 延べ84回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 道路インベントリ調査
- 橋梁インベントリ調査
- 交通量調査
- データベース開発

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 要請 TOR
- 詳細計画策定調査報告書

- R/D (署名済)
- Data Collection Survey on Urban Infrastructure Development in Greater Cotabato City
- Data Collection Survey on Needs Assessment on Inclusive Community Development for BARMM
- ミンダナオ地域における安全管理及び渡航に係る手続き (抜粋)

2) 公開資料

- 事前評価表

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置 (*語⇔*語)	無
3	執務スペース	有
4	家具 (机・椅子・棚等)	有
5	事務機器 (コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所やカウンターパート等と連携し十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

その他の安全対策は、以下のとおりです。

- ① 初回現地渡航時まで、発注者が行う「安全対策研修」を受講する。

- ② JICA 安全対策措置（フィリピン）において発注者の承認が必要な地域に渡航する場合には、現地渡航の遅くとも約1カ月前に渡航に係る承認申請を、主管部をとおして行い、発注者の承認を得ること。
- ③ 渡航に先立ち海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力を行う
- ④ フィリピンの治安状況(特にミンダナオ島)については、JICA フィリピン事務所やカウンターパート等を通じて常に情報収集を行う。
- ⑤ 現地業務実施時における安全管理体制について、プロポーザルに含める。
- ⑥ 発注者が定める安全対策措置及び配布資料「ミンダナオ地域における安全管理及び渡航に係る手続き（抜粋）」等を遵守すること。現地リソースについても、邦人関係者と同レベルではないものの、事業開始後、上記文書も参考に発注者が求める現地リソースの渡航にかかるフローを別途定め、たうえで適切な安全対策を講じる。
- ⑦ 邦人専門家が渡航できない地域にプロジェクトで契約する現地リソースが渡航する場合は、上記安全対策や関係の契約手続きを講じる場合でも、渡航予定地域における治安状況等を踏まえて渡航が可能か個別に判断する。
- ⑧ ミンダナオ滞在時には、安全対策措置に従い JICA フィリピン事務所を通じて発行される Travel Security Advisory (TSA) に示された Recommendations を遵守する。
- ⑨ ミンダナオ滞在時には、JICA フィリピン事務所が安全確認調査を行い、セキュリティが完備（24 時間警備員を配置）されたコタバト市内のホテルに宿泊する。（ホテル情報は JICA フィリピン事務所から提供）。
- ⑩ ミンダナオへの渡航は、最新の治安情勢をふまえた計画とし、安全を最優先し柔軟に渡航計画の調整を行う。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）報酬について

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象とし

ますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料2：報酬単価より、紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）を参照してください。

（2）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（3）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

342,468,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（4）別見積りとしている項目、及び（5）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積りには含めないでください）。

※ 本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。

（4）別見積りについて（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(5) 定額計上について（該当する口にチェック）

■ 本案件は定額計上があります（58,544,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	道路インベントリ調査	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」	7,500,000円	調査費一式	再委託
2	橋梁イン	「第3章	6,500,000円	調査費一式	再委託

	バントリ調査	プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」			
3	交通量調査	「第3章プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」	1,000,000円	調査費一式	再委託
4	データベース開発	「第3章プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」	14,000,000円	開発費一式	再委託
5	安全対策経費		11,135,000円	戦争特約保険料(基本料金を除く)	旅費(その他:戦争特約保険料)
6	安全対策費		4,320,000円	傭人費	一般業務費(特殊傭人費)

7	本邦研修にかか る経費(2回 分)		14,089,000円	報酬(各回の事前業務(3号 0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない)、及び同行(現時点では第1回(幹部向け)3号0.25人月、第2回(技術者向け)3号0.7人月:研修内容を踏まえ提案、見直し可)、直接経費(2回分)2,118,220円)	報酬 国内業務費
---	-------------------------	--	-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------

(6) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(7) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(8) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(9) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(10) その他留意事項

特になし。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)